

平成 28 年 5 月 30 日

## 解体工事業の取扱いについて

川崎市財政局資産管理部契約課

建設業法が改正され、平成 28 年 6 月 1 日から、建設業許可に解体工事が新設されることの本市の取扱いについてお知らせします。

### 1 法改正の概要

- (1) 平成 28 年 6 月 1 日から建設業許可に解体工事業が新設されます。
- (2) 経過措置として、平成 28 年 6 月 1 日時点で、改正前の建設業法によるとび・土工・コンクリート工事業の許可を受けている場合は、平成 31 年 5 月 31 日まで、同許可により解体工事を施工することができます。
- (3) 平成 28 年 6 月 1 日時点でとび・土工・コンクリート工事業の許可を受けておらず、新たにとび・土工・コンクリート工事業の許可を受けた場合は、別途解体工事業の許可を受けなければ、解体工事を施工することができません。
- (4) 経営事項審査の経過措置として、平成 31 年 5 月 31 日までは、改正法施行前の許可区分によるとび・土工・コンクリート工事業の総合評定値も通知されます。

### 2 平成 28 年度の入札参加資格について

- (1) 入札参加資格申請（業者登録）における、業種「とび・土工」に登録するために必要な建設業許可は、解体工事業又はとび・土工・コンクリート工事業となります。
- (2) 経審点は、いずれか一方の許可を受けた場合であっても、改正法施行前の許可区分によるとび・土工・コンクリート工事業の総合評定値を登録します。

### 3 解体工事の発注等について

- (1) 平成 28 年 6 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間は、業者登録は「とび・土工」、建設業許可は「とび・土工・コンクリート工事業（改正法施行前の許可に限ります）又は解体工事業」を入札参加資格とします。

なお、建設業許可が解体工事業で業者登録した事業者は、解体工事以外の、とび・土工工事に入札参加することができません。別途とび・土工・コンクリート工事業の許可が必要になります。

また、改正法施行後のとび・土工・コンクリート工事業の許可を受けて「とび・土工」に業者登録した事業者は、別途解体工事業の許可を受けなければ、解体工事に入札参加することができません。

(2) 総合評価等で工事成績点を採用する場合、業種とび・土工により発注され、完工した工事の評定点を採用します。既に登録されている点数を変更しません。

#### 【平成28年度中】

建設業許可	受注可能工種	業者登録
旧とび・土工	とび・土工及び解体	とび・土工
解体	解体のみ	
解体及び新とび・土工	とび・土工及び解体	
新とび・土工	とび・土工のみ	

・旧とび・土工は、改正法施行日（平成28年6月1日）以前に受けたとび・土工・コンクリート工事業の許可。

・新とび・土工は、改正法施行後（平成28年6月2日以降）に受けたとび・土工・コンクリート工事業の許可。

#### 4 今後について

平成29年度以降の取扱いについては、別途平成28年8月に予定されている、入札参加資格継続申請の案内に併せてお知らせします。

建築契約係 電話 200-2100